

2.課税明細書・納税通知書を使用して計算する方法

(1)土地・家屋の税額を算出する場合（課税明細書を使用します。）

令和〇〇年度 山都町 固定資産税 課税明細書							
氏名	山都 太郎 様			整理番号		1枚目	
						5枚目	
区分	所在地	台帳地目・種類	台帳面積(㎡)	前年度課税標準額(円)	課税標準額(円)	税相当額(円)	課 非
	地番	課税地目・構造	課税面積(㎡)	評価額(円)	軽減税額(円)	備考	
土地	浜町 瀬貝 2	田	531.00	66,852	66,852	935	
		田	531.00	66,852			
土地	浜町 瀬貝 2-2	田	409.00	51,493	51,493	720	
		田	409.00	51,493			
土地	浜町 瀬貝 2-3	田	437.00	55,018	55,018	770	
		田	437.00	55,018			
土地	浜町 瀬貝 2-4	畑	334.00	18,336	18,336	256	
		一般畑	334.00	18,336			
土地	浜町 瀬貝 3	畑	107.00	5,938	5,938	83	
		一般畑	107.00	5,938			
土地	浜町 瀬貝 4	畑	50.00	2,745	2,745	38	
		一般畑	50.00	2,745			
土地	浜町 瀬貝 5-1	畑	80.00	4,440	4,440	62	
		一般畑	80.00	4,440			
土地	浜町 瀬貝 5-2	宅地	400.00	593,299	593,299	8,306	
		宅地	400.00	2,373,200			
家屋	浜町 瀬貝 5-2	専用住宅(一般)	100.00	5,223,160	5,223,160	73,124	
		木造	100.00	5,223,160			
家屋	浜町 瀬貝 5-2	倉庫(農家)	20.00	93,288	93,288	1,306	
		木造	20.00	93,288			

事業の用に供している固定資産の課税標準額を合計し(千円未満切捨)、税率(1.4%)を掛けて算入する税額(百円未満切捨)を計算します。

例)

固定資産税の課税標準額合計額 298,110 円【A】(千円未満切捨)×1.4%(税率)

=4,172 円(百円未満切捨)

租税公課に算入する固定資産税額 4,100 円

[illegible][illegible]

租税公課に算入する固定資産税額 23,400 円

(3)土地・家屋・償却資産の税額を算定する場合

(課税明細書・納税通知書を使用します)

上記と同様に事業の用に供する土地・家屋・償却資産の課税標準額を算出し(千円未満切捨)、合計して税率(1.4%)を掛けて算入する税額(百円未満切捨)を計算します。

例)

【A】298,110 円(土地・家屋の合計課税標準額)+【B】1,674,325 円(償却資産の課税標準額)の課税標準額合計 1,972,435 円(千円未満切捨)×税率(1.4%)=27,608 円(百円未満切捨)

租税公課に算入する固定資産税額 27,600 円

○注意事項

同一名義人が所有する土地・家屋・償却資産の課税標準額が免税点(土地:30 万円・家屋 20 万円・償却資産:150 万円)未満の場合は使用できません。

滞納がないことが前提になります。